

# 道水路等境界調査の立会同意届出書について

道路・水路等に隣接する土地を所有している皆様へ

## 1 境界調査について

境界調査とは、皆様が所有している土地と、横浜市が管理している道路、河川、水路等との境界を明らかにすることです。

- 境界が決まっていない場所  
境界を調査し、立会による協議のうえ確定します。
- 既に境界が決まっている場所  
立会により境界標を確認し、境界標が滅失・移動している場合は再設置します。

横浜市では、所有する土地と隣接する道水路等との境界確定を必要とする方の申請により、道水路等の両側の土地所有者様のご協力を得ながら、境界調査を行っています。

土地所有者の方が土木事務所にこの申請を行う際には、立会が必要な隣接及び対面の土地所有者様全員（関係所有者様）の「立会同意届出書」の添付をお願いしています。

これは、境界調査が行われることを申請者又は申請者の代理人から関係土地所有者様にあらかじめご説明するとともに、現地立会についての同意をいただき、その後の現地立会等の手続きを正確に行うために必要となりますので、ご理解をお願いいたします。

## 2 現地立会に当たって

現地での立会を行う際には、土木事務所から関係土地所有者様に立会依頼書を郵送させていただきます、立会をお願いしています。立会当日は、郵送された立会依頼書を持参していただくようお願いいたします。

## 3 立会協議について

現地において、道水路等との境界について協議・確認します。

協議・確認が成立した場合には、所定の承諾書等に記名押印又は署名をお願いいたします。

境界の承諾について代理人に委任する場合は、所有者様の実印を押印した委任状と印鑑証明書が必要となります。

## 4 境界調査図の作成について

各所有者の皆様との立会協議が成立し、承諾書等に記名押印又は署名をいただきましたら、横浜市の定める境界標を埋設し、その境界標を測量して境界調査図を作成します。

境界調査図は土木事務所で保管し、常に閲覧できます。

## 5 押印いただいた書類について

押印・署名していただいた立会同意届出書は、行政文書として扱います。

## 道水路等境界調査作業の流れ

- 1 申請書の提出 ○申請者が各区土木事務所に提出します。  
↓  

**※「立会同意届出書」**

 の添付が必要
- 2 既存資料の調査 ○既存資料がある場合は、現地境界標の残存状況や点間距離の調査を行います。  
↓
- 3 仮杭設置 ○立会を円滑に進めるため、担当職員と協議し必要に応じて現地で境界位置を仮に標示します。  
↓
- 4 立会期日調整 ○申請者及び関係土地所有者様との現地立会の日程を調整します。  
↓
- 5 立会依頼書郵送 ○土木事務所職員が、関係土地所有者の皆様へ立会依頼書を発送します。  
↓
- 6 現地立会 ○土木事務所職員と現地で境界位置の確認をしていただき、協議が成立した場合は所定の様式に記名押印または自署をお願いいたします。

  
↓
- 7 境界標設置 ○協議が成立した箇所に、横浜市の境界標を設置します。  
↓
- 8 境界測量 ○境界点の測量を行い、境界点の座標を計算します。  
↓
- 9 境界調査図作成 ○所定の用紙に図面化し、測量成果をまとめます。  
↓
- 10 成果品納入 ○土木事務所で確認を行い、閲覧ができるようになります。

※上記のうち四角枠で囲んだ箇所が、皆様をお願いする部分です。  
ご協力をよろしくお願いいたします。